

高畠町告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る、公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月11日

高畠町長 高梨 忠博

1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

（1）名称

下駄子町共有山愛護会

（2）区域

高畠町大字二井宿1番地から大字二井宿211番地までの区域及び大字二井宿6965番地

（3）主たる事務所

高畠町大字二井宿141番地

2 申請不動産に関する事項

（1）山林

ア 宮城県刈田郡七ヶ宿字古道山2番3

イ 高畠町大字二井宿大アジ7427番30

（2）原野

宮城県刈田郡七ヶ宿字古道山2番8

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙のとおり

住所 別紙のとおり

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年6月11日から同年9月10日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を高畠町企画課に提出すること